

大阪家裁総第 54 号

令和 4 年 1 月 19 日

山 中 理 司 様

大阪家庭裁判所長 森 純



司法行政文書開示通知書

令和 3 年 12 月 24 日付け（同月 27 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

後見センターだより（第 28 回）（片面で 8 枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課 電話 06（6943）5432

後見センターだより（第28回）

1 はじめに

前回（本連載第27回）お伝えしたとおり、今回から、総合支援型後見監督人の運用の在り方等について紹介します。⁵ 総合支援型後見監督人の運用の在り方等については、現在も検討を重ねているところであり、実際に運用を開始した後も、不斷に見直していかなければならないものであると考えられます。そのため、今回からの後見センターだよりにおいて述べるところは、飽くまで現時点における検討の到達点にすぎず、今後変容していく余地があることを、あらかじめお断り¹⁰しておきます。

2 基本計画の趣旨を踏まえた総合支援型後見監督人の理念

（1）基本計画の概要

成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定、以下「基本計画」といいます。）は、成年後見制度の利用促進を図るため、今後の施策の目標として、まず、後見人¹による財産管理の側面のみならず、意思決定支援や身上保護の側面をも重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすべきことを挙げています。¹⁵ また、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、中核機関等²の整備を進めていくこととされています。²⁰

中核機関等が担うべきものとされる役割の一つとして、後見人支援機能があります。後見人支援機能の具体的な内容としては、①日常的な相談への対応、②チームによる日常的な本人³の見守り、③必要に応じた家庭裁判所との情報共

¹ 成年後見人を「後見人」という。

² 地域連携ネットワークと中核機関とを併せて「中核機関等」という。

³ 成年被後見人を「本人」という。

有と後見人の交代等に関する連絡調整などが挙げられています。

そして、このように、後見人支援機能を含む中核機関等の役割が果たされることによって、親族後見人の理解不足・知識不足から生じる不正の防止が図られ、また、万が一、親族後見人が不正に及んだ場合であっても、その兆候を早期に把握し、家庭裁判所と連携して適切な対応をとることにより、被害を最小限に食い止めることができます（不正防止効果）。

(2) 後見人選任の在り方と中核機関等の現状

成年後見制度を、利用者がメリットを実感できる制度とするためには、本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することが必要です。このような観点からは、本人のニーズ、課題の専門性、不正防止の必要性等を十分考慮した上で、後見人にふさわしい親族がいる場合には、その者を後見人に選任するのが望ましいと考えられます。

もっとも、初めて後見人に選任された親族は、一般的に、後見人として適切に事務を行うための知識・経験を十分に身に付けていないことが多いのが現実です。そのような親族後見人が十二分に後見人としての職責を全うするためには、本人や親族後見人の「支援の要」ともいるべき中核機関等の支援が是非とも必要です。しかし、残念ながら、中核機関等の整備の現状は、親族後見人に対する実質的な支援の体制が十分に整っているといえる程度にまで進んでいるとはいいくらいの面があります。

(3) 実務運用上の工夫としての総合支援型後見監督人

このように基本計画が掲げる利用促進に係る施策の目標と、中核機関等の現状の狭間ににおいて、親族後見人に対する支援の観点から家庭裁判所が考えた運用上の工夫が、専門職後見監督人⁴を選任して、親族後見人を支援するというも

⁴ 成年後見監督人を「後見監督人」という。なお、本稿は、本文の後記4で述べるとおり差し当たり後見類型に限った運用上の工夫について述べるものであるから、専ら後見監督人による支援を念頭においている。そのため、保佐人、補助人に対する支援について言及していない。もっとも、保佐類型や補助類型の事案における利

のです。すなわち、親族後見人が、選任当初から、本人の意思を尊重し、身上にも配慮して適切かつ円滑に後見事務を行うことができるよう、選任後しばらくは専門職後見監督人が、親族後見人に対して、後見事務全般（財産管理の側面のみならず、身上保護・意思決定支援の側面を含む。）について、指導・助言・相談対応等を含む総合的な支援を積極的・能動的に行います。このような支援は、親族後見人に、親族後見人として求められる一般的な知識・経験（一通りの後見事務を概ね問題なく行うことができる程度の力）を身に付けてもらうことを目的として行われます。以上のような運用上の工夫として選任される専門職後見監督人を、総合支援型後見監督人と呼びます。

5

10

3 総合支援型後見監督人に期待される支援の役割

(1) 従来型の後見監督人の役割

前回、詳しく御説明したとおり、後見監督人の本分たる役割は、善管注意義務（民法852条、644条）をもって、後見人の不適切な事務や不正を防止するために、後見人の事務を監督することです（民法851条1号）。その前提として、後見監督人には、監督事務を行う前提として必要な事実関係の把握や、後見事務の方針についての適否の検討を行うための権能が与えられ、また、監督事務に付随して、後見人の不適切な事務を防止するために必要な一切の指導・助言・相談対応等といった事実行為を行うことも想定されています。

15

20

(2) 基本計画の策定による従来型の後見監督人の役割の変容

もっとも、基本計画が策定された結果、上記2のように、成年後見制度を、財産管理の側面のみならず、意思決定支援や身上保護の側面をも重視した制度・運用とすることや、中核機関等による親族後見人への支援の必要性が強調されるようになりました。そのため、後見監督人の役割については、従来の伝統的

用促進の必要性・重要性が後見類型に劣るものではないことはいうまでもない。

な後見監督人のものから、更に一步進めた理解が求められています。

すなわち、基本計画の趣旨を踏まえ、かつ、中核機関等による親族後見人支援の体制が十分に整っているといえる程度にまで進んでいるとはいいくらい現状を率直に受け止めるならば、後見監督人において、親族後見人による不正を防止する観点のみならず、本人にとって不適切な後見事務が遂行されることを防止するために親族後見人を積極的に支援するという観点が、ひときわ強調される必要があると考えられます。このような観点から後見監督人の果たし得る役割を再検討するに、上記(1)で述べたような従来型の後見監督人の役割の範囲を超えて親族後見人の支援を十分なものとするため、後見監督人が積極的・能動的に行い得る監督事務の内容を整理し、これを新たに後見監督人に期待される役割として明確に位置づける必要があります。
5
10

(3) 中核機関等による支援と総合支援型後見監督人による支援との違い

中核機関等による親族後見人に対する支援は、地域における福祉サービス（権利擁護支援）として提供されるものです。これに対し、総合支援型後見監督人による支援は、民法の解釈上、後見監督人が行う事務として許容されている範囲における、法的な監督事務に付随する事実行為にとどまります。両者の範囲は、具体的な場面で重なり合うことが多いと思われますが、その目的や範囲は本質的に異なっています。したがって、両者の支援は、相互に代替可能なものではありません。
15
20

4 総合支援型後見監督人の選任に適した事案

親族後見人が、一般的に、後見人として適切に事務を行うための知識・経験を十分に身に付けていないと考えられる以上、本来的には中核機関等の支援が求められる親族を後見人に選任する事案の全てにおいて、総合支援型後見監督人を選任することが望ましいといえます。しかしながら、専門職後見監督人の給源や報酬の確保のほか、制度利用者の理解という観点から、このような運用は現実的で

5
はないと思われます。そこで、大阪家裁では、差し当たって、親族後見人候補者が存在する事案のうち、本人の流動資産が比較的高額である後見類型の事案について、総合支援型後見監督人を選任する運用を開始し、実績を積み重ねていく予定です。このような事案であれば、本人の意思を踏まえて、本人財産を活用しながら、身上保護面に関する潜在的な課題を発見し、意思決定支援を踏まえた解決策を検討するなどの、総合支援型後見監督人による支援を必要とするものが多いと考えられます。

10
総合支援型後見監督人による親族後見人に対する積極的・能動的な支援が奏功するためには、総合支援型後見監督人の意義・役割に対する親族後見人の理解が不可欠です。そのため、大阪家裁では、後見人候補者となっている親族に対し、総合支援型後見監督人の意義・役割を分かりやすく説明することを予定しています。

5 次回への架け橋

15
上記2(3)のとおり、総合支援型後見監督人は、親族後見人に、親族後見人として求められる一般的な知識・経験（一通りの後見事務を概ね問題なく行うことができる程度の力）を身に付けてもらうことを目的として選任するものです。親族後見人がそのような状態に至れば、総合支援型後見監督人はその役割を終えるため、辞任を検討いただくことになります。その際、総合支援型後見監督人には、
20
親族後見人がそのような状態に至ったかどうかということに加えて、総合支援型後見監督人が辞任した後の後見体制についても、検討して意見を述べることが求められます。

次回の後見センターだよりでは、親族後見人として求められる一般的な知識・経験とは具体的にどのようなものであるのか（すなわち、総合支援型後見監督人による支援の目標・到達点がどのようなものであるのか）について検討した上で、可能な範囲で、総合支援型後見監督人の選任から辞任許可申立てに至るプロセス

以上以

のモデルについて明らかにしたいと考えています。

今回は、本人申立ての際に提出を求めることがある「説明等報告書面」（手続代理人が本人に対して行った成年後見制度についての説明内容や、その説明を聴いた際の本人の反応について、具体的に記載した書面）の記載内容についてお話しします。

説明等報告書面には、主に次の5点についての本人に対する説明内容と、それに対する本人の反応を記載してください。

① 後見人等の選任

後見、保佐又は補助（以下、これらを総称して「後見等」という。）が開始されると、家庭裁判所が選任した後見人、保佐人又は補助人（以下、これらを総称して「後見人等」という。）が付されること

② 後見人等の権限

○ 後見の場合

後見人が包括的代理権を有すること

○ 保佐・補助の場合

付与を求める代理権及び同意権の内容

③ 行為能力の制限

○ 後見の場合

日用品の購入その他日常生活に関する行為を除き、単独で有効な法律行為を行うことができなくなること

○ 保佐・補助の場合

法定された重要な法律行為又は審判により同意権の対象となった法律行為については、単独で有効に行うことができなくなること

④ 報酬の支払

後見人等に対して、本人の財産から、家庭裁判所が定めた額の報酬を支払う必要が生じ得ること

⑤ 後見等の継続性

本人の判断能力が回復して後見等開始審判が取り消されない限り、本人が死亡

するまでその効果が継続すること

後見センターでは、これらについて、申立前の段階で丁寧に本人に説明した上で、説明等報告書面には、本人への説明内容とそれに対する本人の応答が明確になるよう、できるだけ問答形式で記載していただきたいと考えています。

説明等報告書面の内容が抽象的な場合には、その内容を補充していただく必要がありますし、本人に対する説明等が不十分な場合には、手続行為能力や申立意思を確認するための本人調査を行うなど、速やかな開始審判が得られない可能性もあります。説明等報告書面には、事案に応じた個別具体的な内容を記載していただきたいことから、現在、定型の様式は用意しておりませんが、上記5点を参考に、過不足のない情報を記載するようお願いいたします。

なお、説明等報告書面については、本連載第25回も御参照ください。

以上